

第56号議案

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専  
決処分について

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専  
決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求め  
る。

令和2年5月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専  
決処分書

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求  
むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承の  
もと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号）の一部を次の  
ように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の<b>扶養親族申告書</b>） 第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>(3)</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の<b>扶養親族申告書</b>） 第23条の3の3 所得税法第203条の6</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の<b>扶養親族等申告書</b>） 第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</b></p> <p><b>(4)</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の<b>扶養親族等申告書</b>） 第23条の3の3 所得税法第203条の6</p>

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

**(3)** (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第34条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法**第66条の7第5項及び第11項**又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第37条 (略)

2～5 (略)

6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則**第10条の2の15**で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）につい

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者**若しくは単身児童扶養者である者**（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

**(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨**

**(4)** (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第34条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法**第66条の7第4項及び第10項**又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第37条 (略)

2～5 (略)

6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則**第10条の2の12**で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）につい

ては、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第42条 (略)

2～8 (略)

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第55条の4において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第42条の2 法第349条の3第27項の規定による条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第28項の規定による条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第29項の規定による条例で定める割合は、3分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第76条 (略)

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第78条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

ては、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第42条 (略)

2～8 (略)

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第55条の4において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第42条の2 法第349条の3第28項の規定による条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項の規定による条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項の規定による条例で定める割合は、3分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第76条 (略)

**3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）**の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則**第16条の2の3第2項**に規定する書類を**提出している場合に限り、適用する。**

4 （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第78条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第76条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、**第76条第3項**に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

**2 法附則第15条第2項第5号**の規定による条例で定める割合は、4分の3とする。

**3 法附則第15条第30項第1号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

**4 法附則第15条第30項第1号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

**2 前項**の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則**第16条の2の3**に規定する書類を**提出しない場合には、適用しない。**

3 （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第78条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第76条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、**第76条第2項**に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

**2 法附則第15条第2項第2号の規定による条例で定める割合は、2分の1とする。**

**3 法附則第15条第2項第6号**の規定による条例で定める割合は、4分の3とする。

**4 法附則第15条第33項第1号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

**5 法附則第15条第33項第1号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

**6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定**

<p><b>5</b> 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><b>6</b> 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><b>7</b> 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><b>8</b> 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><b>9</b> <u>法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><b>10</b> 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><b>11</b> 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><b>12</b> 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><b>13</b> 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><b>14</b> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><b>15</b> 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、0とする。</p> <p><b>16</b> (略)</p>	<p><u>める割合は3分の2とする。</u></p> <p><b>7</b> 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><b>8</b> 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><b>9</b> 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><b>10</b> 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><b>11</b> 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><b>12</b> 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><b>13</b> 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><b>14</b> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><b>15</b> 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><b>16</b> 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。</p> <p><b>17</b> (略)</p>
<p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第23条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第23条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。